

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)	
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（49,900円～137,700円）	異	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,424,816千円	609,000円	
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（39,700円～72,800円）					
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師 [医(一)] : 支給限度額 月額410,900円 獣医師 : 支給限度額 月額30,000円	異	獣医師を支給対象	140,506千円	1,048,000円	
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 支給限度額 2,500円	異	獣医師を支給対象	140,506千円	1,048,000円	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同		3,751,816千円	271,000円	
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同		2,432,348千円	160,000円	
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合） ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同 異 同	本県の交通事情を考慮して、国の支給限度額24,500円（60km以上）を上回る額を支給	2,812,527千円	165,000円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。 ①基礎額 月額23,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円	同		583,747千円	437,000円	
特勤勤務手当	離島等の生活不慣れた地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	異 異	給料等の算出方法が異なる 給料等の算出方法等が異なる			
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不慣れた地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。 (小・中学校) 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)			3,651,899千円	903,000円	

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。			91,059 千円	329,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	同		192,922 千円	137,000 円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	同		539,191 千円	332,000 円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		600,570 千円	328,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	同		6,975 千円	99,000 円
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。			0 千円	0 円
義務教育等教員特別手当 (教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。			1,004,049 千円	70,000 円
定時制通信教育手当 (教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。			14,689 千円	326,000 円
産業教育手当 (教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。			132,873 千円	304,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	知事 副知事	1,116,000円（減額前 1,240,000円） 970,000円
報酬	議長 副議長 議長 副議長	970,000円 870,000円 780,000円
期末手当	知事 副知事 議長 副議長	（平成25年度支給割合） 2.95月分 （20%加算措置あり）
退職手当	知事 副知事	（算定方式） （1期の手当額） （支給時期） 1,240,000円×2/3×勤続月数＝39,679,999円（任期毎） （48月） 970,000円×1/2×勤続月数＝23,280,000円（任期毎） （48月）

(注) 1 給料及び報酬は、減額措置後の額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

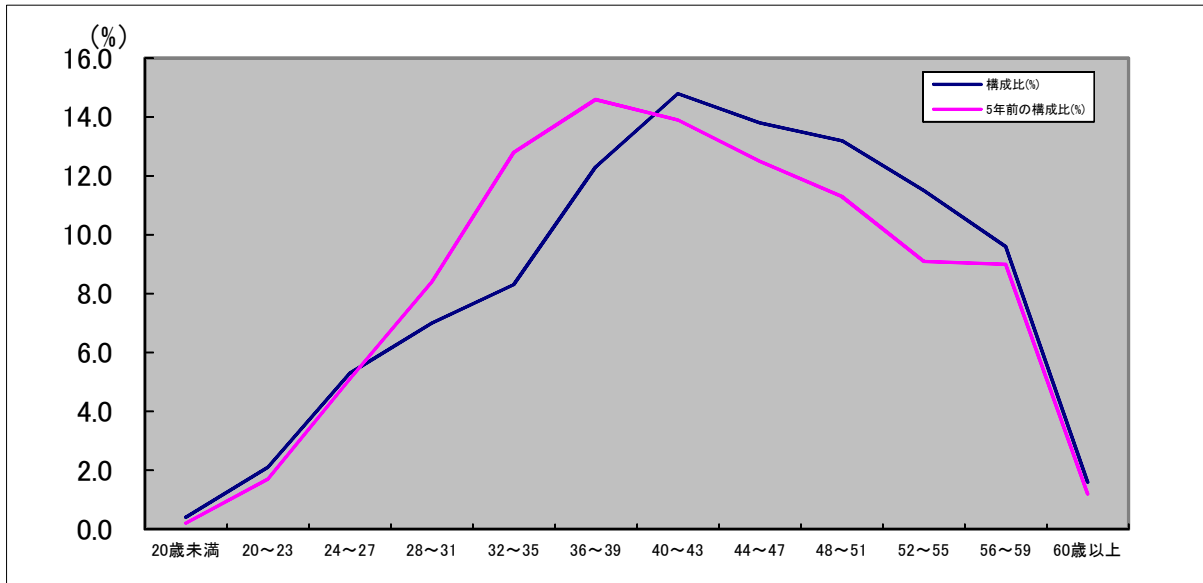
（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
一般行政部門	議会	35	35	△0	・事務事業の見直し等による減 増事由 【総務部門】 国民文化祭に係る体制強化 【民生部門】 子ども・子育て支援計画策定に係る体制強化 減事由 桜島100周年事業の終了
	総務企画	888	883	△5	
	税務	188	186	△2	
	民生	436	443	7	
	衛生	672	674	2	
	労働	94	96	2	
	農林水産	1,683	1,671	△12	
	商工	181	183	2	
	土木	940	936	△4	
	小計	5,117	5,107	△10	
特別行政部門	教育	15,705	15,633	△72	・児童、生徒数の減による教育部門の定数減等 ・警察部門職員の採用による増
	警察	3,376	3,437	61	
	小計	19,081	19,070	△11	
公営企業等会計部門	病院	991	972	△19	・医師、看護職員の減
	その他	23	23	0	
	小計	1,014	995	△19	
総合計		25,212 (27,820)	25,172 (27,663)	△40 (△157)	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 () 内は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	108	519	1,341	1,763	2,090	3,088	3,733	3,477	3,324	2,895	2,418	415	25,171

(3) 職員数の推移

（単位：人，％）

部門別	年度						過去5年間の増減数（率）
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
一般行政	5,534	5,396	5,272	5,207	5,117	5,107	△ 427(△ 7.7%)
教育	16,247	16,005	15,940	15,854	15,705	15,633	△ 614(△ 3.8%)
警察	3,370	3,354	3,378	3,386	3,376	3,437	67(2.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	25,151	24,755	24,590	24,447	24,198	24,177	△ 974(△ 3.9%)
公営企業等会計計	938	941	988	979	1,014	995	57(6.1%)
総合計	26,089	25,696	25,578	25,426	25,212	25,172	△ 917(△ 3.5%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 142,398	千円 △ 6,565	千円 20,669	% 14.5	% 13.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。(資本勘定支弁職員なし)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 4	千円 12,549	千円 3,623	千円 4,497	千円 20,669	千円 5,167	千円 6,336

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

一般行政職の職員と同様、平成25年7月1日から、平成26年3月31日までの間、国からの給与削減要請等を踏まえ、給料月額が6～4%減額されて支給されています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	47.0歳	265,280円	256,532円
団体平均	45.4歳	343,373円	528,594円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,124千円	1,536千円	1,475千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 21.62月分 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.70月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	応募認定・定年 27.025月分 36.57月分 52.44月分 52.44月分	—
1人当たり平均支給額	—	9,706千円

ウ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	1264千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	316千円
支給実績(24年度決算)	2394千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	798千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同		千円	円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である職に採用された者に、採用から一定期間支給。	同		千円	円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		780 千円	195,000 円
			配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 その他の扶養親族1人につき 5,000円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円		
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	同		12 千円	3,000 円
			家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額		
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同		1,086 千円	271,588 円
			①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円(通勤距離が95km以上の場合) ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円		
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		千円	円
			①基礎額 月額23,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。 一般行政職の「夜勤手当」に相当。	同		千円	円
			勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 × 支給割合(25/100)		
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		千円	円
			・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回		
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	同		千円	円
			・給料の特別調整額 25%又は23%の職員 12,000円/回 ・ " 20%の職員 10,000円/回 ・ " 16%の職員 8,000円/回 ・ " 15%の職員 6,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。		

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	17,286,753	494,545	10,033,944	58.0	58.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。(資本勘定支弁職員なし)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	1,080	3,993,487	1,720,827	1,470,874	7,185,188	6,653	7,164

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、国からの給与削減要請等を踏まえ、給料月額について、県立病院事業管理者は15%、管理職は10～8%、一般職員は6～4%、管理職手当について、15～10%それぞれ減額されて支給されています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	42.4 歳	322,675 円	550,169 円
医師	42.1 歳	547,197 円	1,316,482 円
看護師	41.5 歳	292,732 円	468,618 円
事務職員	47.9 歳	352,236 円	551,931 円
団体平均	40.3 歳	334,045 円	591,754 円
医師	44.4 歳	549,674 円	1,362,706 円
看護師	38.4 歳	294,335 円	470,287 円
事務職員	43.8 歳	346,594 円	557,877 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

2 県立病院局は、平成18年度に設置されている。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,362 千円	1,536 千円	1,419 千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年		
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	同	— 千円
1人当たり平均支給額 自己都合 定年 1,322 千円 25,531 千円		6,589 千円

ウ 地域手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成 25 年度決算)		117,796 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 25 年度決算)		982 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
医 師	21 ~ 23%	120 人	—

(注) 地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。

エ 特殊勤務手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (25 年度決算)		168,506 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)		214,931 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25 年度)		72.6 %		
手当の種類 (手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 25 年度)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	助産師, 看護師, 准看護師	感染症患者等の看護作業に従事	3 千円	日額 290 円
放射線取扱手当	医師, 診療放射線技師, 看護職員	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業に従事	3,420 千円	日額 250 円
精神保健業務手当	精神保健指定医及び当該医が行う対象業務に立ち会った職員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく診察等	6 千円	日額 290 円
夜間看護等手当	①助産師, 看護師, 准看護師 ②医療職給料表の適用を受ける職員 (③を除く。) ③医療職給料表の適用を受ける職員のうち給料の特別調整額を支給されている職員	①正規の勤務時間による勤務として深夜 (22:00 ~ 5:00) 時間を含む夜間の勤務に従事 ②急患に対処するため自宅等で待機を依頼された職員が呼出を受け, 正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に従事 ③救急患者等に対処するために呼出を受け, 正規の勤務時間が割り振られた日の 22 時から翌日 5 時までの時間において手術等の業務に従事	千円 157,629	① 1 回 2,000 ~ 3,300 円 ② 1 回 1,620 円 ③ 1 回 5,000 ~ 15,000 円
専門資格業務手当	医療職給料表の適用を受ける職員 (医師, 歯科医師である職員を除く。) のうち県立病院事業管理者が定める専門資格を有する職員	県立病院事業管理者が定める専門資格を有し, 当該専門性に関する業務, 研究又は指導に従事	1,828 千円	日額 250 円
麻酔施行業務手当	麻酔科に勤務する医師以外の医師又は歯科医師	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事	5,620 千円	1 回 20,000 円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25 年度決算)	218,995 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)	227 千円
支給実績 (24 年度決算)	200,813 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)	215 千円

(注 1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注 2) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績 (平成 25 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり, 短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決 算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 月額：66,500～130,300	同		31,167 千円	917,000 円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師の場合 支給限度額：月額410,900円	同			
初任給調整手当加算	上記初任給調整手当に加えて、業務に直接役立つと認められる資格を有する職員（医師）及び資格の取得に向けて業務に精励する職員（医師）について支給。 加算額：月額30,000円から110,000円の範囲内	異	病院事業独自の基準により加算額を支給	436,151 千円	3,793,000 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 その他の扶養親族1人につき 5,000円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同		105,567 千円	219,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。 ①家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額 ②自宅に居住する職員 月額1,000円（H25までの経過措置） ※単身赴任の職員の配偶者が自宅に居住する場合は1/2の額（月額500円）	同		76,910 千円	143,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給 ①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合） ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同		82,019 千円	115,000 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。 ①基礎額 月額23,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円	同		36,882 千円	419,000 円
特地勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。 月額：給料等×支給割合(12/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100、移転後6年目2/100)	同		198,424 千円	506,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。 勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(25/100)	同		95,323 千円	178,000 円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 × 支給割合(135/100)	同		84,855 千円	102,000 円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。 ・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回	同		68,234 千円	390,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。 ・給料の特別調整額 25又は23%の職員 12,000円/回 ・ " 20%の職員 10,000円/回 ・ " 16%の職員 8,000円/回 ・ " 15%の職員 6,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。	同		356 千円	119,000 円